

郵政民営化委員会（第194回）議事要旨

日 時：平成30年12月3日（月）13：30～15：05

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：岩田委員長、米澤委員長代理、老川委員、三村委員

金融庁 尾崎郵便貯金・保険監督総括参事官

総務省 佐藤貯金保険課長

1. 概要

株式会社かんぽ生命保険の新規業務の認可申請について、意見募集の結果報告、意見提出者からのヒアリング、金融庁・総務省からのヒアリング及び論点整理を行った。

2. 委員会での説明・意見等

（1）意見募集の結果報告【資料194-1】

○ 説明の概要

- ・ 事務局から、平成30年10月18日から11月8日まで実施した意見募集の結果の概要が報告された。

（2）意見提出者からのヒアリング【資料194-2、3】

<第1グループ>

- ・ 全国生命保険労働組合連合会

<第2グループ>

- ・ 日本郵政グループ労働組合

① 説明の概要

<第1グループ>

- ・ 全国生命保険労働組合連合会からは、完全民営化に向けた具体的な計画が示されていない現状においては、公平・公正な競争条件の確保の観点から問題があり、認可すべきではない旨の意見が述べられた。

<第2グループ>

- ・ 日本郵政グループ労働組合からは、顧客のニーズに対応した新商品の発売によって、かんぽ生命保険や日本郵便の経営の安定化や、かんぽ営業に携わる社員のモチベーション向上を図れることから、早期の認可を求めるとの意見が述べられた。

② 委員からの意見等

<第1グループ>

- ・ 学資保険の導入前後で民間生保の件数はほぼ横ばい（導入前 387,642 件、導入後 381,184 件）である。かんぽ生命保険の学資保険は民間生保のビジネスを奪うことなく、市場のパイを広げただけと言えるのではないか。

（⇒ そうした意見もありうると理解している。）

- ・ 今回の第3分野の商品は、他の民間生保の取扱っている商品と比べて、内容的に

どうなのか。

(⇒ 民間生命保険会社が扱っている商品とほぼ同じ内容であると考えている。)

- ・ 法律上、政府が日本郵政の株式を3分の1以上持ち続けることとなっているが、その段階に至っても新商品に反対するのか。

(⇒ 一定程度は仕方ないと思っているが、この時点で明言はできない。)

<第2グループ>

- ・ 今回の新商品について説明を要することが多くなると思うが、円滑に進められるのか、数字を上げるために無理をするといったことがないか、どのように考えているか。

(⇒ かんぽ生命保険の営業について、商品の魅力向上や、達成可能な目標設定のあり方について会社と意見交換をしており、こういった点を新年度の営業方針に反映させることが重要と考えている。)

- ・ 利用者に新しい商品の説明を適切に行うためには、体制整備の充実が必要と思われるが、営業職員について、将来的に今より増やすべきと考えるか、それとも詳しい説明のできる専担の職員を配置すべきと考えるか。

(⇒ 営業職員を増やすべきと考えている。また、要員確保とともに、教育体制が重要であり、利用者への説明時間の確保のため、営業目標の設定にあたって、営業の量だけではなく、別の観点からの目標設定が必要と考えている。)

(3) 金融庁・総務省からのヒアリング【資料194-4、5】

① 説明の概要

- ・ 金融庁及び総務省から、それぞれ、法律の規定にのっとり審査を進めているが、現在のところ、特段問題はない旨の説明があった。

② 委員からの意見等

- ・ かんぽ生命保険における新商品の販売態勢は問題ないという認識か。

(⇒ 一部限定的ではあるが、民営化前から引受基準緩和型商品を販売しており、そのノウハウを活用できると考えている。また、一般的な話となるが中期経営計画において募集品質の向上を柱として記載しており、本件についても同様の取組が行われるものと考えられ、問題ないと認識している。(金融庁))

(⇒ 利用者に誤解を与えない説明をするべく、標準型商品と引受基準緩和型商品の保障内容の比較表の作成や、先進医療特約の最新情報を閲覧できるサイトを用意する等の工夫をすると聞いており、問題ないと認識している。(総務省))

- ・ 今回の新商品の認可にあたって、今のところ特に大きな問題はないということであるが、他社との競争関係を大きく阻害しないことについて具体的に教えて欲しい。

(⇒ 既に各社が似たような商品を販売している。また、引受基準緩和型商品は、既存の商品の延長線上で全く新たな商品でもない。また、今までかんぽ生命保険の顧客で健康上の理由で加入できなかった人を対象としていると聞いている。(金融庁))

(⇒ 引受基準緩和型商品において、従来の標準型商品と引受基準緩和型商品をセット申込すると聞いており、他社から顧客を取ってくるというような考え方を

していないと認識している。(総務省))

- ・ 現在の株式保有状況の中で、今回の新商品について、他の生命保険会社との適切な競争環境という観点をどのように考えたか。

(⇒ 株式の保有状況は前提として考えているが、今回の商品については、既に他社において類似商品が販売されているものであり、問題ないと考えた。(金融庁))

(4) 論点整理【資料194-6】

○ 説明の概要

- ・ 事務局から、これまでの委員会における議論を踏まえた論点整理について、説明があった。

以上

(注) 議事要旨は事後修正の可能性があることに御留意ください。また、詳細については追って公表される議事録を御覧ください。